

大牟田市景観計画

平成25年3月 大牟田市
(変更) 令和4年8月



はじめに



本市は、干満差日本一の有明海をはじめ、干拓により穏やかに広がる田園風景、県立自然公園に指定されている甘木山、三池港の工場群、社寺や古墳など、多様な景観資源を有しています。また、明治以降、炭鉱のまちとして発展してきたことから、市内には炭鉱関連施設が数多く残っており、これらも本市の歴史を語るうえで欠かせない貴重な景観資源です。

これらの景観資源は、先人から受け継いできた大切な宝であり、これらを守り、創り、育て、未来の人々へ渡していかなければなりません。

また、良好な景観形成は、行政主体で規制・誘導を図るだけでは実現できません。市民・事業者・行政が、それぞれの役割を担い、協働で進めていく必要があります。

そのため、本市では、市民・事業者・行政が協働し、本市の特性に応じた良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「大牟田市景観計画」を策定いたしました。

今後は、この景観計画の策定を契機に、市民・事業者・行政の協働により、本市の多様な景観資源を活かしつつ良好な景観を形成し、将来へ引き継いでいくことで、郷土への愛着を育んでいくことを目指して参りたいと考えております。

最後に、本計画策定にあたり、熱心にご審議いただきました「大牟田市都市計画審議会」の委員の皆様や、景観まちづくりに関するアンケート調査、パブリックコメント等を通じて、貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係各位に対しまして、心より御礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

大牟田市長 古賀道雄

目 次

序 章 大牟田市景観計画について	1
1 策定の背景	1
2 計画の目的と役割	2
3 景観計画の構成	4
第1章 大牟田市の景観特性と課題	5
1 大牟田市の景観の成り立ち	5
2 景観特性	8
3 景観形成の課題	22
第2章 景観形成の目標と基本方針	25
1 景観形成の理念と目標	25
2 景観形成の基本方針	27
3 景観計画の区域	30
第3章 景観計画区域の景観形成	31
1 景観計画区域の区分	31
2 景観計画区域の景観形成の方針と行為の制限に関する事項	32
第4章 景観形成重点地区の景観形成	47
1 景観形成重点地区の指定の方針	47
2 景観形成重点地区の景観形成の方針と行為の制限に関する事項	49
第5章 景観資源等の活用に関する事項	65
1 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	65
2 景観重要公共施設の整備に関する事項	67
3 屋外広告物の表示等に関する方針	71
第6章 景観形成の推進について	73
1 市民・事業者・行政の役割	73
2 推進施策	74
3 推進体制	77

■参考資料	79
1 届出対象行為の用語説明	80
2 色彩の表し方について	82
3 用語解説	84
4 計画策定の経緯等	88

